

<h1>現職教育資料</h1>	◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1 学校における食育の目標と考え方・・・・・・・・	1
	2 食に関する指導に係わる全体計画の作成・・・・・・・・	1
	3 学校における食育の進め方・・・・・・・・・・	2
	◇おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4



学校における食育の理解とその進め方



◇はじめに

現在、子どもの健康をめぐる諸問題が深刻化し、特に食に関しては偏った栄養摂取による生活習慣病の若年化が社会問題になるとともに、子どもが一人で食事をする孤食が増加するなど、様々な問題が生じている。そして、それらの問題を解決するため、食育の重要性が高まってきた。

食育は、本来、年齢や性別を問わず、国民一人一人が「食」についての意識を高め、健全な食生活を実践できるようにする啓発活動を指し、具体的には、バランスのとれた食事、規則正しい食生活、食の安全・安心、地域の食文化に対する意識の向上、食に関する生産者と消費者の信頼関係の醸成など、幅広い内容に及んでいる。しかし、大人になってからの食に関する意識の変化や食習慣の改善は難しいことから、子どもに対する食育の有効性や可能性が取り上げられ、学校に対する食育への期待が高まっている。

1 学校における食育の目標と考え方

現在の学習指導要領においては、体育、保健体育、学級活動等において「健康に関する指導」の一環として、子どもたちが生涯を通じて健康な生活を送るための基礎を培うとの観点から、食に関する指導を行うとされている。また、家庭科、技術・家庭科等において、各教科等の目標を達成する観点から、食に関する領域や内容が取り扱われることとされ、学校で行われる食育は、子どもたちの健康の保持増進のみならず、次にあげる観点から大きな効果をもたらすことが期待される。

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさの理解
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら管理していく

能力

- 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力
- 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心
- 食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力
- 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心

食育から開花 様々な“ライフパワー”



2 食に関する指導に係わる全体計画の作成

(1) 全体計画作成の必要性

これまで、学校における食に関する指導は各教科・領域等で広く行われてきた。今後、次の理由から、全体計画を作成し、それをもとに学校における食に関する指導を体系的に推進することが重要である。

- 各教科・領域等において、食に関する指導内容や教材、学習活動等がどのように位置付けているかわかり、食に関する指導が学校教育活動全体で意図的、計画的に行うことができるようになる。
- 全体的な計画は指導に当たった基本計画であり、校内で共通理解を図るための資料として活用することで、全教職員で食に関する指導を推進することができる。
- 食育は学校・家庭・地域が連携して進めることが重要であり、全体計画は学校の考え方を保護者等に対して広報・周知する役割を持つとともに、学校の外に向けた重要な資料となる。

(2) 計画作成の手順

これまで、学校においては各教科・領域等で様々な全体計画を作成している。食に関する指導の全体計画も基本的には同様な作成手順で作成することになる。

具体的には、次の手順を参考に全体計画を作成することができる。

- ① 学校の教育目標等を踏まえて、食に関する指導目標を設定する。
- ② 食に関する学年の指導目標及び評価の観点を設定する。
- ③ 給食時間の指導の目標を設定し、それに基づいて学年ごとの目標や指導の重点を定める。
- ④ 学年ごとに各教科、領域等における食に関する学習内容を抽出する。
- ⑤ 給食の時間の目標、指導の重点と抽出した学習内容を一覧表に整理する。
- ⑥ 家庭・地域との協力の在り方、隣接する学校(園)との関連性を示す。

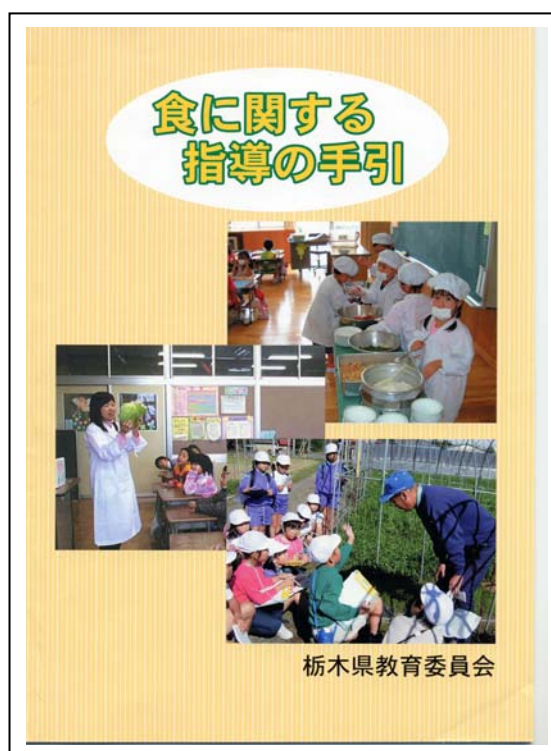
以上のような内容から構成される全体計画には定まった形式はない。しかし、何も無いところから手探りで計画を作成するのは、大変である。

県教育委員会では、学校における食に関する指導を総合的に推進していくため、平成17年3月に、食に関する指導の年間指導計画や実践事例を掲載した「食に関する指導の手引」を作成、配布し、各種研修会等で活用を図ってきた。そこに例示されている年間指導計画を参考に、各学校に応じて様々な形式を工夫することが望まれる。

(3) 計画作成の留意点

食に関する指導に係わる全体計画の作成に当たっては、各教科等における食に関する指導が効果的に展開でき、学校として食育を組織的に推進していくことができるように、次のことに配慮することが大切である。

- 校内で食に関する体系的な指導の必要性や考え方を理解すること
- 児童生徒の食生活の状況や実態について適切に把握すること
- 校内における食に関する指導の推進体制を整備すること
- 食に関する専門家の役割を明確にすること
- 家庭・地域との連携、協力体制をつくること



3 学校における食育の進め方

(1) 食生活学習教材を活用する

学校における食育は、食に関する指導に係わる全体計画に基づいて体系的に進められる。その際、文部科学省で作成した小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の食生活学習教材「食生活を考えよう」が活用できる。この教材は、発達段階に応じて、子どもたちが食にかかわる内容を楽しく、わかりやすく学べるように工夫されている。また、小学校1年

生、5年生、中学校1年生全員に配布されているので、集団指導をする際に大変便利である。



県教育委員会では、栃木県版の食生活学習教材を平成18年3月に作成した。本教材は、文部科学省版の低学年用、高学年用の中間に位置付き、それらとの系統性を配慮し、それぞれの学習課題を学べるように作成されている。平成18年度は



じめに各小学校に配布する予定である。

食生活学習教材の活用にあたっては、楽しく実践的な学習を心がけ、学校給食を生きた教材として活用するなど関連を図りながら、子ども自身の現在はもちろん将来の食生活に生かせる工夫が望まれる。

(2) 個別的な相談指導に取り組む

教科・領域等で行われる食に関する指導は、一般的に学年や学級等、集団全体を対象に実施されることが多い。集団指導で身に付けた知識、能力等をもとに、個々の問題を抱える子どもが、自らの課題を達成するための支援や援助をするのが個別相談指導である。学校においては、次の個別的な相談指導が想定される。

- 偏食傾向のある子どもに対する指導
- 肥満傾向がある子どもに対する指導
- 痩身願望の強い子どもに対する指導
- 食物アレルギーのある子どもに対する指導
- 運動部活動等をする子どもに対する指導

個別的な相談指導の対象となる子どもの問題は、食習慣以外の生活習慣や心の健康とも関係することが考えられるので、学級担任を中心に学校栄養職員、養護教諭、学校医等とも密接に連絡を取りながら、共通理解のもと、適切に対応することが大切である。また、食に関する問題への対応は、子どもの食の大部分を担う家庭での実践が不可欠であるので、保護者との密接な連携を合わせて行うことが重要である。指導にあたっては、子どもの人格を傷つけることがないように配慮するとともに、プライバシーの保護にも十分留意し、解決を焦らず長い期間をかけて丁寧に取り組む必要がある。

(3) 学校・家庭・地域の連携を図る

食生活の多様化が進む中、子どもの頃から望ましい食習慣を確立するためには、学校だけでなく家庭・地域との連携により食育の推進を図ることが重要である。

学校が中心となって家庭・地域が連携して食育を進めるには次のようなことが考えられる。

- 家庭・地域に対する情報の収集と発信
- PTAとの連携推進のための組織づくり
- 近隣校や関係機関と連携した地域ぐるみの食育の推進

- 学校給食等を活用した交流行事の開催
- 地域の行事への積極的な参加
- 地域の人材や教材を活用した食に関する指導
- 健康、環境など学校や地域の特徴を生かしたより広いテーマでの連携

② 日本スポーツ振興センター 「学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業」

年度	地域名	中心学校名
15,16	鹿沼市	鹿沼市立北押原小学校
17,18	宇都宮市	宇都宮市立豊郷中央小学校

家庭や地域との連携を図る活動例

- 1 学校 → 家庭 (学校から家庭へ)**
 - 給食だより・保健だより
 - 給食試食会・親子料理教室
 - 食に関する指導実践などの情報提供
 - 栄養個別指導
- 2 家庭 → 学校 (家庭から学校へ)**
 - 体験活動を始めとする学習への協力
 - 学校保健委員会・学校給食委員会への参加
 - 食のアンケート調査への協力
 - 給食試食会・親子料理教室への参加
- 3 学校 → 地域 (学校から地域へ)**
 - 食に関する講演会の実施
 - 地域主催の「健康フェスタ」等の行事への参加
 - 地域学校保健委員会等への協力
 - 地域との「交流給食」
- 4 地域 → 学校 (地域から学校へ)**
 - 食に関する講演会への参加
 - 地域主催の「健康フェスタ」等の行事への参加依頼
 - PTA主催の「親子クッキングコンテスト」の実施
 - 保健所を中心とした食のネットワーク作り



このように、様々な取組が考えられるが、学校長のリーダーシップのもと、食育担当者がコーディネーターとしての役割を果たしていくことが期待されている。

また、全ての教員の役割として、学校での学習を家庭で生かすことができるように工夫することが大切である。発展的な家庭学習の課題を出したり、学習カードに保護者が感想を記入したり、学級便りで学習の様子を知らせたりするといった一人一人の教員の地道な取組が、家庭との連携を深め、大きな成果をあげることにつながる。

(4) 食育推進地域の取組を参考にする

食育を推進する際に、文部科学省等から食育に関する研究指定をうけた推進地域における取組が参考になる。

① 文部科学省 「学校を中心とした食育推進事業」

年度	地域名	中心学校名
16	芳賀町	芳賀町立芳賀北小学校
17	西方町	西方町立真名子小学校
17	岩舟町	岩舟町立岩舟中学校

これらの地域に共通することは、学校給食を中核にししながら学校教育活動全体で食育に取り組み、子どもの食習慣を改善していること、食の専門家である学校栄養職員を活用していること、学校が中心となって家庭・地域との連携を図りながら食育を推進していることが挙げられる。これらの地域は中心校が研究の推進役になっているので、中心校に先進校視察をしたり、資料の提供を求めたりすることで参考になる情報を得ることができる。

◇ おわりに

平成17年7月15日に食育基本法が施行され、本県でも平成18年度中に栃木県食育推進計画が決定する。「中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会」では、次の学習指導要領に食育を位置づけることを話し合っている。このように、食育を巡る情勢は急展開している。

学校における食育は、社会の動向にアンテナをたてながらも、子どもの健全な食生活の実現と健全な心身の成長を目指して推進する必要がある。そうすることによって、子どもの現在及び未来の生活が、より豊かになることを期待したい。